

## (仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランの改定素案について

### 1 改定目的

区では、現行の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）の目標年次の到達にあたり、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、新たな計画に今後の方針を定める必要があるため。

### 2 (仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案について

令和4年10月19日（水）に開催した第30回大田区移動等円滑化推進協議会にて改定素案の説明を行い、委員の意見を抽出し、各章に反映した。

今後、改定素案及び概要版についてパブリックコメントを実施し、区民意見の集約を行う。

- ・(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案(概要版)【別紙1】
- ・(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案【別紙2】

### 3 パブリックコメントについて

#### (1) 意見募集期間

令和4年11月16日（水）から令和4年12月7日（水）まで

#### (2) 閲覧場所

区ホームページ、都市計画課窓口（本庁舎7階11番窓口）

区政情報コーナー（本庁舎2階）、各特別出張所

#### (3) 意見提出方法

東京共同電子申請・届出サービス、郵送、FAX、窓口へ持参

#### (4) 周知方法

区ホームページ、区報11月1日号、Twitter等

### 4 今後のスケジュール

#### (1) パブリックコメントの実施

#### (2) 第31回大田区移動等円滑化推進協議会にて「改定案」の審議

※実施時期：令和5年1月18日（水）

#### (3) 常任委員会にて(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン「改定内容」の報告

※実施時期：令和5年2月17日（金）、20日（月）

#### (4) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定

※実施時期：令和5年3月

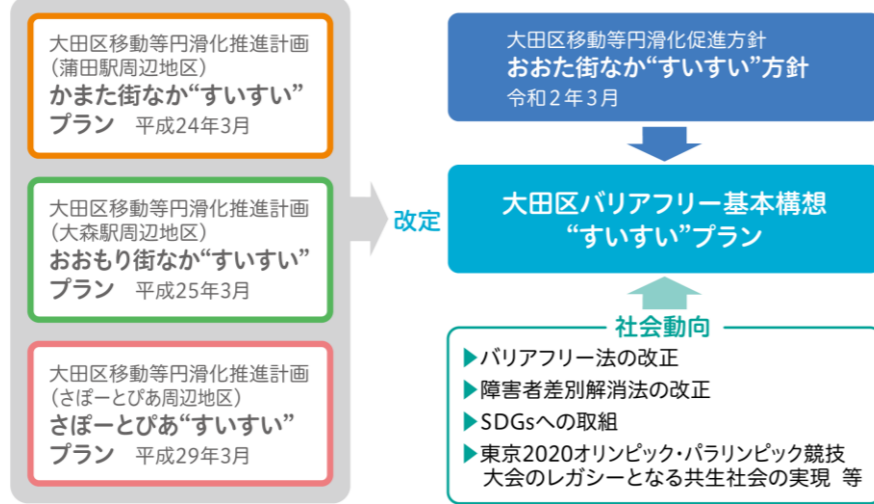
## 第1章 “すいすい”プランの改定

### 1-1 これまでの経緯及び成果

- 大田区では、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、平成23年度から、蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区における「“すいすい”プラン」を策定し、街なかの移動等円滑化の取組を進めてきました。【事業進捗率:蒲田駅89%、大森駅93%、さぼーとぴあ94%】
- 平成30年のバリアフリー法改正を踏まえ、令和元年度に区全体の移動等円滑化の方針を示した「おおた街なか“すいすい”方針」を策定しています。

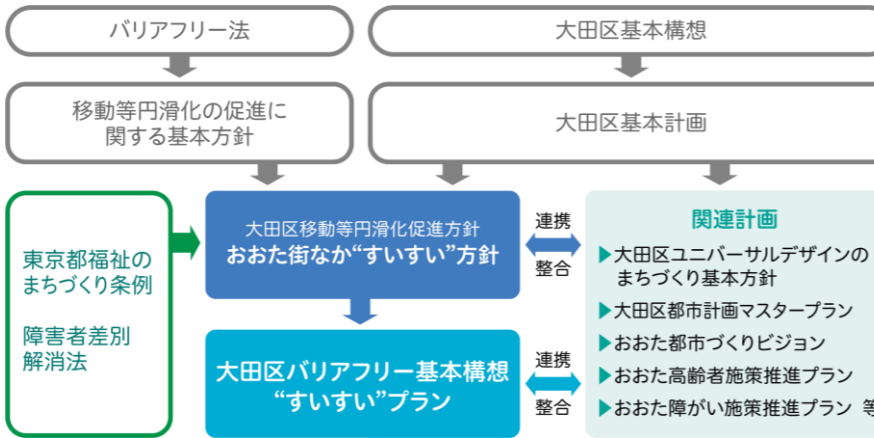
### 1-2 改定の背景と目的

- 現行の“すいすい”プランは、令和2年度の目標年次に到達しています。
- バリアフリー法の改正など、社会動向を踏まえ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進するため、“すいすい”プランを改定します。



### 1-3 本構想の位置づけ

- バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。
- 大田区基本構想・基本計画、おおた街なか“すいすい”方針に即し、区に関連する分野別計画等との連携・整合に留意し、定めます。

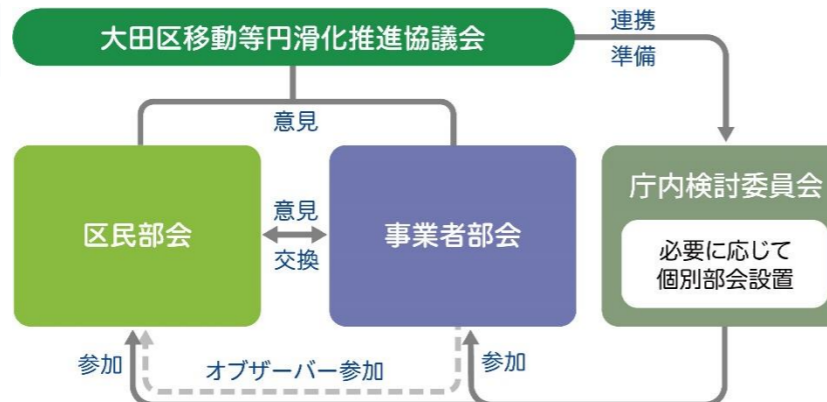


### 1-4 計画期間と計画の目標

- 計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。
- 区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた、「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

### 1-5 検討体制と改定までの流れ

- 右図の検討体制のもと、区民参加を得ながら、事業者と適宜調整を図りつつ改定のための検討を進めます。

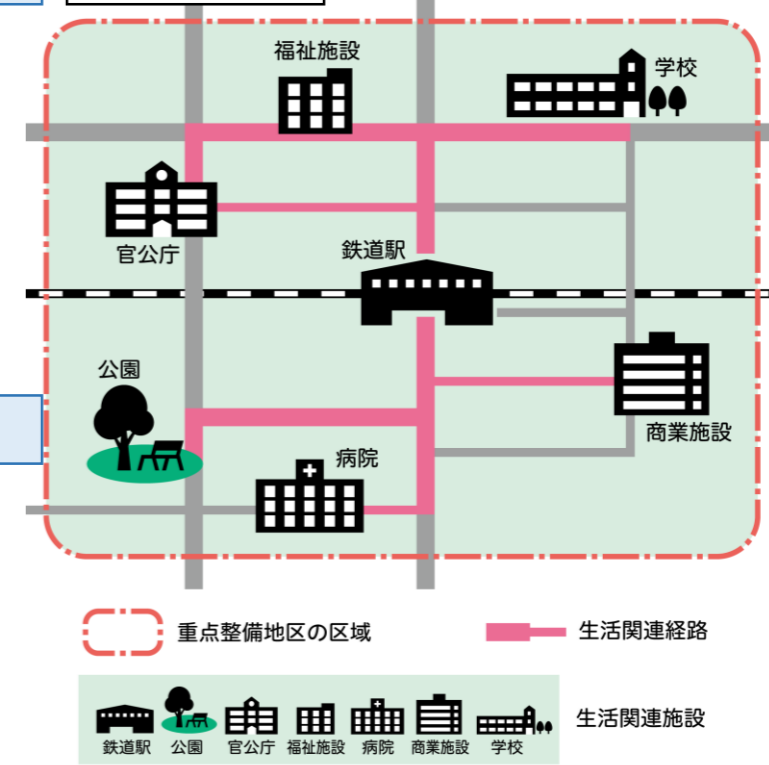


## 第2章 重点整備地区の設定

### 2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

- 公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、以下の①～⑤を定めます。
  - ①重点整備地区
  - ②生活関連施設
  - ③生活関連経路
  - ④基本的な取組方針
  - ⑤特定事業

### イメージ図



### 2-2 重点整備地区の位置及び区域

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区を引き続き、重点整備地区として指定します。
- 重点整備地区の区域は、おおた街なか“すいすい”方針で定めた区域(移動等円滑化促進地区)を基準として拡大します。



### Update 【主な改定内容】

- ◆ 重点整備地区の区域は、改定前の区域から2倍程度拡大します。

## 第2章 重点整備地区の設定

### 2-3 生活関連施設の設定

- 生活関連施設は、おおた街なか“すいすい”方針及びバリアフリー法の改正内容を踏まえて設定します。
- 下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

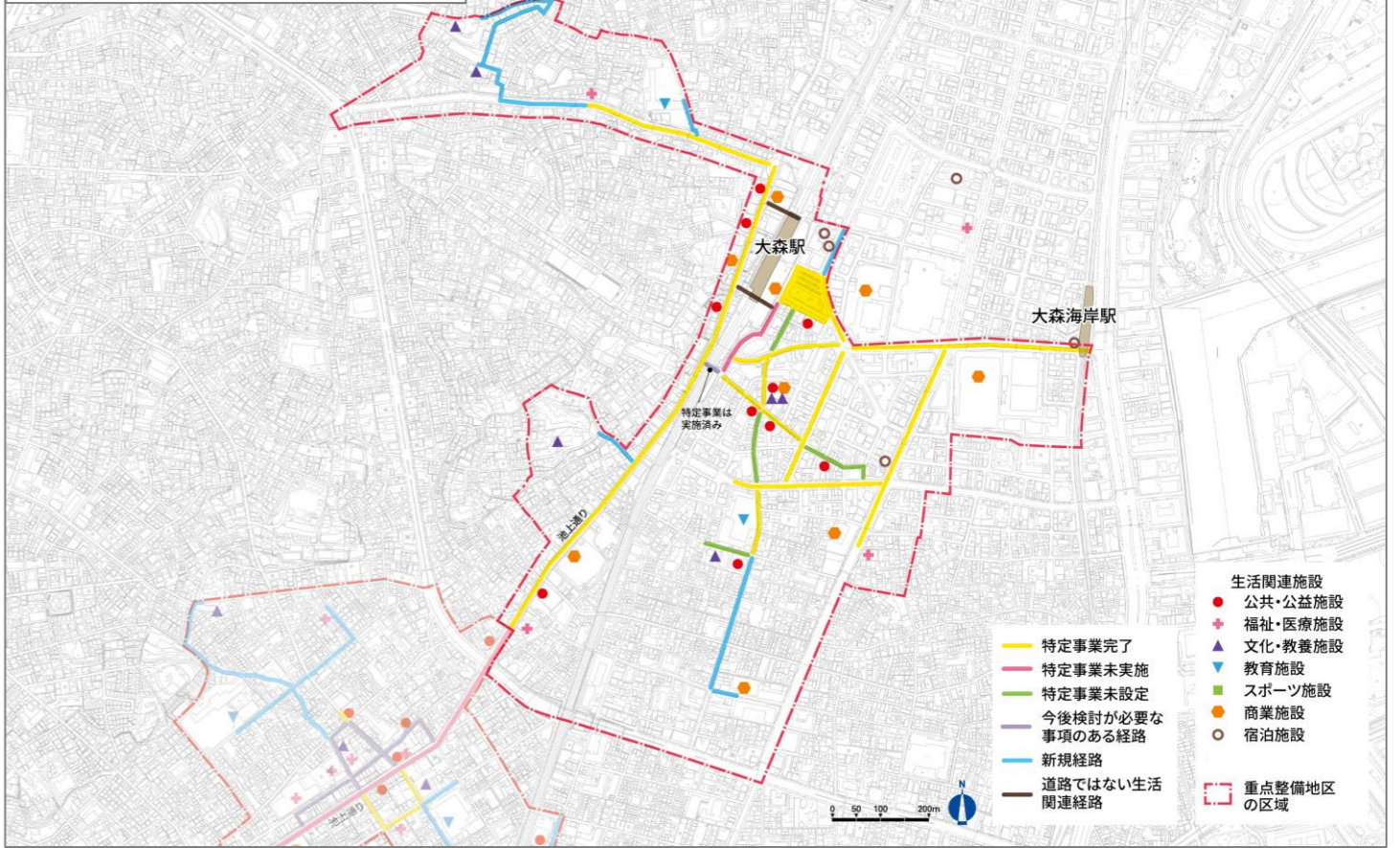
種類		対象範囲
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル(床面積1,000㎡以上のもの)

### 2-4 生活関連経路の設定

- 生活関連経路は、以下の条件で設定します。

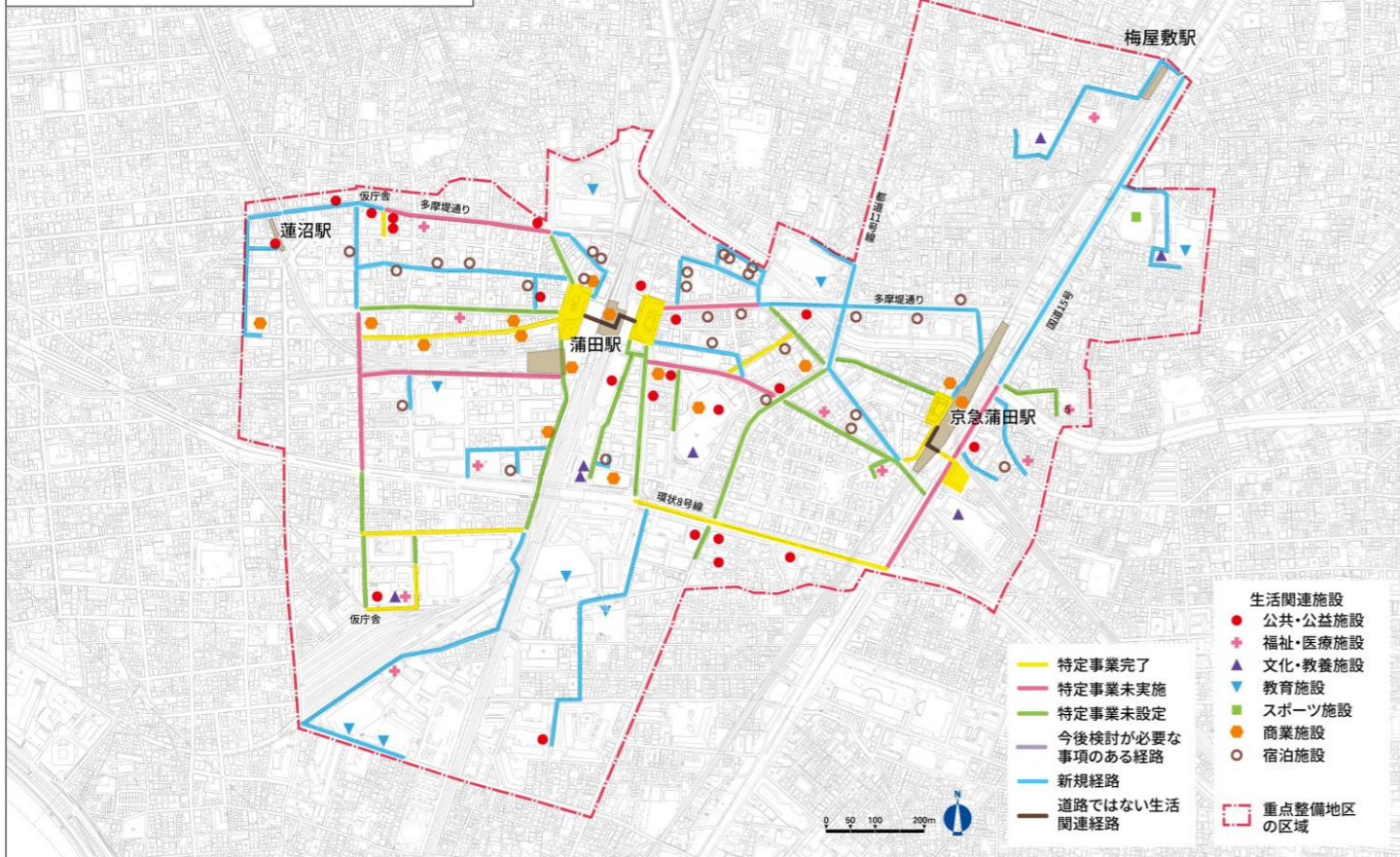
  - ①生活関連施設間の経路を対象とします。
  - ②歩道のある道路を原則とします。
  - ③鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。
  - ④生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにします。

〈重点整備地区・大森駅周辺地区〉

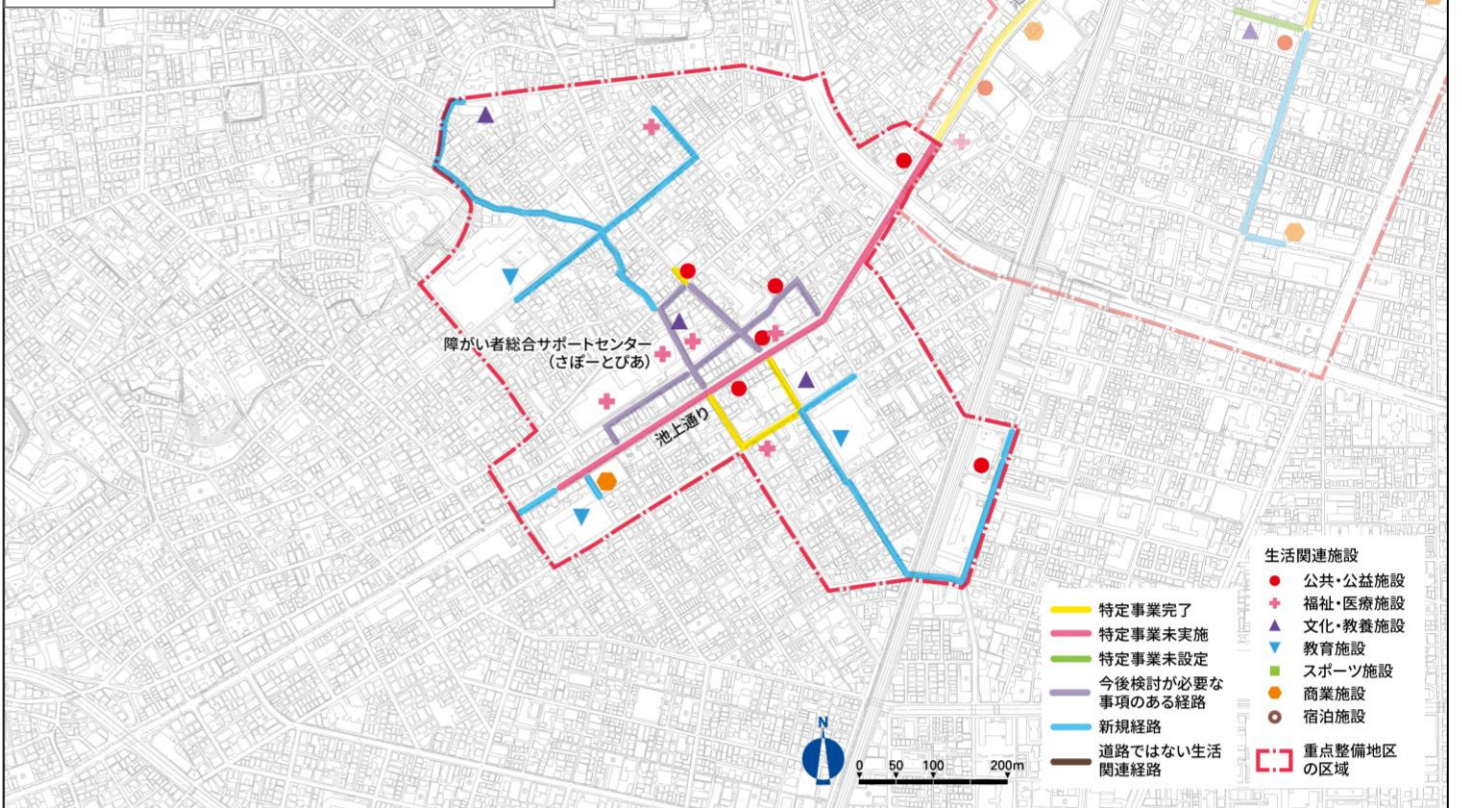


### 2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路

〈重点整備地区・蒲田駅周辺地区〉



〈重点整備地区・さぼーとびあ周辺地区〉



**Update 【主な改定内容】**

◆生活関連施設に教育施設(公立小・中学校等)を追加します。

第3章 バリアフリーに関する課題の整理

- 3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ**
- 主に区民部会において、バリアフリーに関する意見を聴取し、課題を整理しました。
- 3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題**
- まち歩き点検の結果を踏まえ、バリアフリーに関する課題を整理しました。
- 3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討**
- 施設等の利便性・安全性の向上を図ることを目的とした「利用者ニーズに応える取組案」を検討しました。



第4章 基本的な取組方針

- 区民意見を踏まえ、重点整備地区である蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区におけるバリアフリー化推進に向けた基本的な取組方針を定めます。

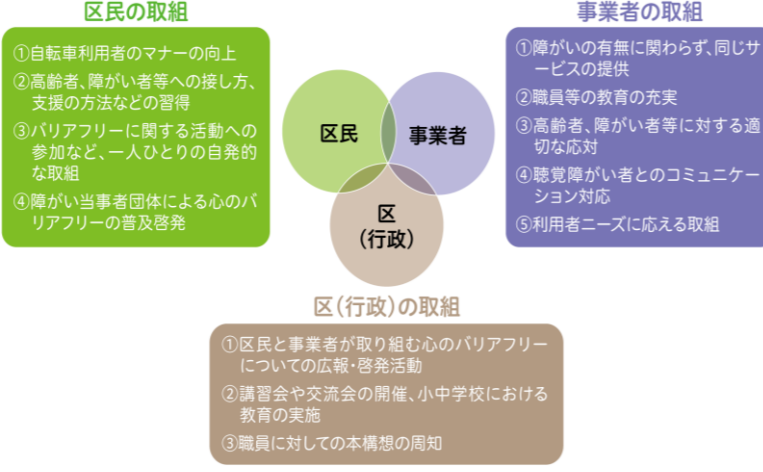
4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

- 鉄道駅やバス乗り場等の公共交通、生活関連経路である道路、生活関連施設である建築物のバリアフリー化の取組方針を示します。



4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

- 心のバリアフリーを推進するための取組方針を示します。



**NEW 【主な改定内容】**  
 ◆新たに「心のバリアフリーに関する取組方針」を設定します。

第5章 特定事業等の設定

- 5-1 特定事業等の概要**
- 移動等円滑化の課題を抽出し、区民部会及び事業者部会の検討を経て、特定事業等を設定しました。
- |  |  |
|--|--|
| <b>特定事業・その他の事業</b><br>1 公共交通特定事業<br>2 建築物特定事業<br>3 道路特定事業<br>4 交通安全特定事業<br>5 <b>教育啓発特定事業</b><br>6 その他の事業 | <b>今後実施すべき事項</b><br>○事業者との調整、改善・努力の誘発<br>○ハード整備の検討 等 |
|--|--|
- **特定事業・その他の事業**：概ね10年以内でハード整備等を行う事業
  - **今後実施すべき事項**：10年以内に実施が難しい事業や実施時期が未定な事業等

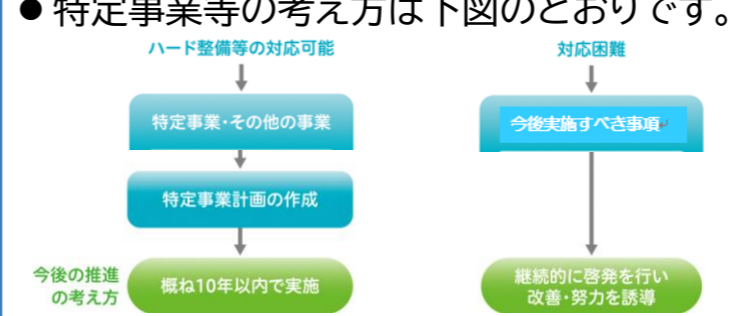
**NEW 【主な改定内容】**

◆新たに「**教育啓発特定事業**」を設定します。

- 心の障壁(バリア)を取り除き、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を推進することを目的とし、新たに**特定事業**を設定します。
- 小学校における心のバリアフリーの普及啓発

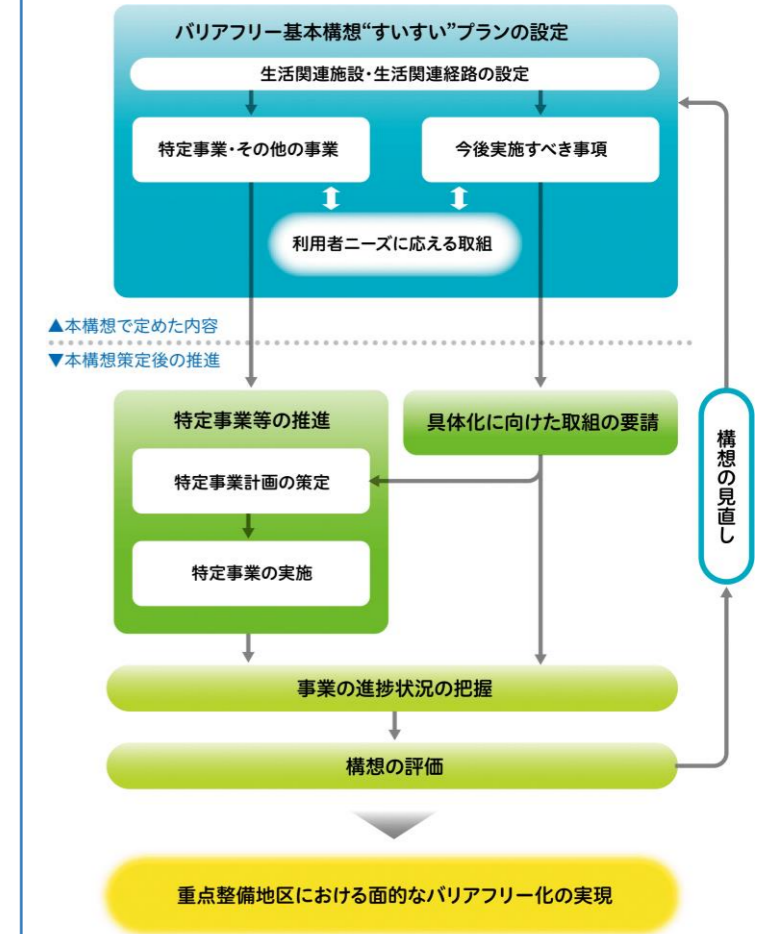
- 5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等
- 5-3 大森駅周辺地区における特定事業等
- 5-4 さぼーとびあ周辺地区における特定事業等

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区における、特定事業・その他の事業、今後実施すべき事項を示します。
- 特定事業等の考え方は下図のとおりです。



第6章 本構想の推進に向けて

- 事業を推進するため、特定事業計画を策定するとともに、協議会において、適切な進捗管理を行います。
- 概ね5年ごとに本構想の評価を行い、必要に応じて本構想の見直しを検討します。



**Update 【主な改定内容】**

◆施設等の利便性・安全性の向上を図る「利用者ニーズに応える取組」を実施し、ハードとソフト、両輪によるバリアフリー整備を推進します。

**取組例**

**【ローカウンターの設置】**

⇒車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。

特定事業等の推進

新たな特定事業の取組

利用者ニーズに応える取組

(仮称)大田区バリアフリー基本構想

“すいすい”プラン

(改定素案)

## 目次

<b>第1章 “すいすい”プランの改定</b> .....	1
1-1 これまでの経緯及び成果 .....	1
1-2 改定の背景と目的 .....	3
1-3 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランの位置づけ .....	5
1-4 計画期間と計画の目標 .....	7
1-5 検討体制と改定までの検討の流れ .....	8
<b>第2章 重点整備地区の設定</b> .....	10
2-1 バリアフリー基本構想制度の概要 .....	10
2-2 重点整備地区の位置及び区域 .....	11
2-3 生活関連施設の設定 .....	13
2-4 生活関連経路の設定 .....	14
2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路 .....	14
<b>第3章 バリアフリーに関する課題の整理</b> .....	18
3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ .....	18
3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題 .....	19
3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討 .....	25
<b>第4章 基本的な取組方針</b> .....	27
4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針 .....	27
4-2 心のバリアフリーに関する取組方針 .....	30
<b>第5章 特定事業等の設定</b> .....	33
5-1 特定事業等の概要 .....	33
5-1-1 はじめに .....	33
5-1-2 特定事業の設定の方針 .....	37
5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等 .....	40
5-2-1 特定事業・その他の事業 .....	40
5-2-2 今後実施すべき事項 .....	48
5-3 大森駅周辺地区における特定事業等 .....	56
5-3-1 特定事業・その他の事業 .....	56
5-3-2 今後実施すべき事項 .....	60
5-4 さぼーとぴあ周辺地区における特定事業等 .....	64
5-4-1 特定事業・その他の事業 .....	64
5-4-2 今後実施すべき事項 .....	68
<b>第6章 本構想の推進に向けて</b> .....	70

### ○「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくものや一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

# 第1章 “すいすい”プランの改定

## 1-1 これまでの経緯及び成果

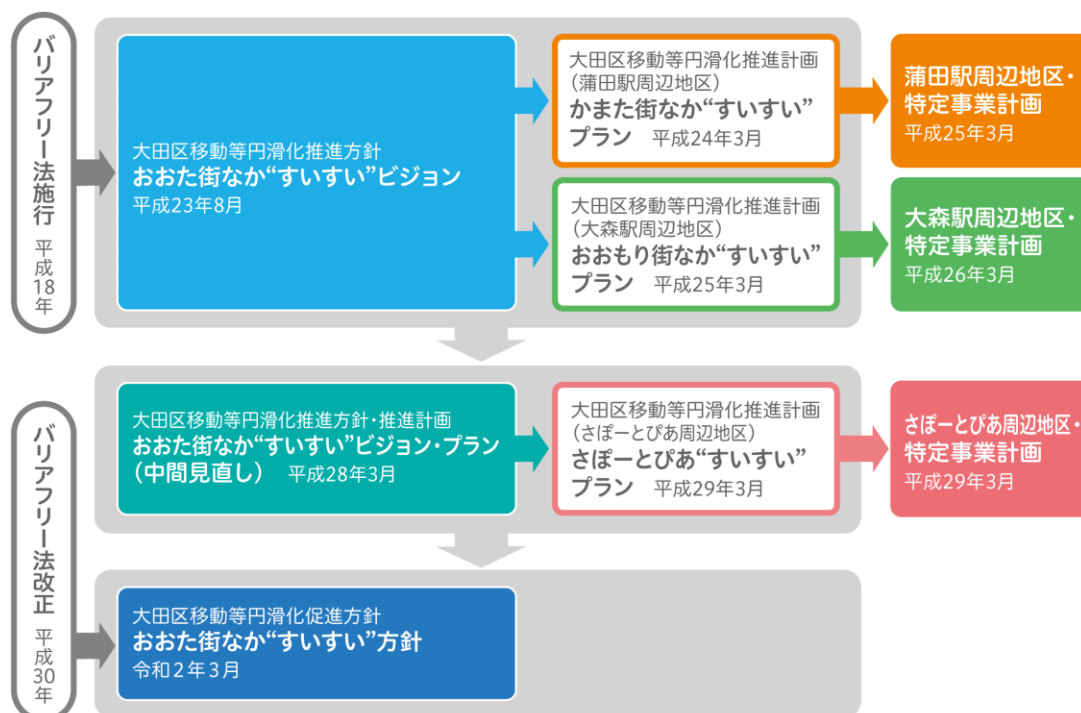
### (1) これまでの経緯

大田区は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」の趣旨を踏まえ、多くの人が集まる拠点となる地域での移動等円滑化（※）を推進するため、平成23年度から平成24年度にかけ、「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定し、それを踏まえ「大田区移動等円滑化推進計画 かまた街なか“すいすい”プラン」と「大田区移動等円滑化推進計画 おおもり街なか“すいすい”プラン」を策定しました。また、その推進計画で示した事業を計画的かつ着実に実施するため「特定事業計画」を作成しました。

その後、平成27年度には、移動等円滑化をより一層推進するため、推進方針・推進計画の中間見直しを行い、それを踏まえ、平成28年度に障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画 さぽーとぴあ“すいすい”プラン」を策定し、「特定事業計画」を作成しました。

また、平成30年のバリアフリー法改正を踏まえ、“すいすい”ビジョン・プランの改定版となる、区全体の移動等円滑化の方針を示した「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を令和2年3月に策定しました。

図 移動等円滑化の推進に関わる方針・計画等の策定経緯



※ 移動等円滑化：バリアフリー法において、「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」と定義しています。

## (2) これまでの成果

これまでの“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）では、基本的な取組方針に基づき、各事業者が取り組む事業（特定事業）を設定し、重点整備地区における移動等円滑化を推進してきました。

その成果と課題は、以下のとおりです。

表 特定事業の進捗状況

### 【蒲田駅周辺地区】

	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	100 (70%)	11 (8%)	16 (11%)	15 (11%)	142 (100%)

### 【大森駅周辺地区】

	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	54 (75%)	8 (11%)	5 (7%)	5 (7%)	72 (100%)

### 【さぼーとぴあ周辺地区】

	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	8 (47%)	6 (35%)	1 (6%)	2 (12%)	17 (100%)

#### 成果

◆蒲田駅、大森駅及びさぼーとぴあ周辺地区を重点整備地区と定め、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を推進した。

- ・蒲田駅周辺地区：事業進捗率89%
- ・大森駅周辺地区：事業進捗率93%
- ・さぼーとぴあ周辺地区：事業進捗率94%

#### 課題

◆既存建物の構造等の理由によりハード整備の対応が困難な事業がある。



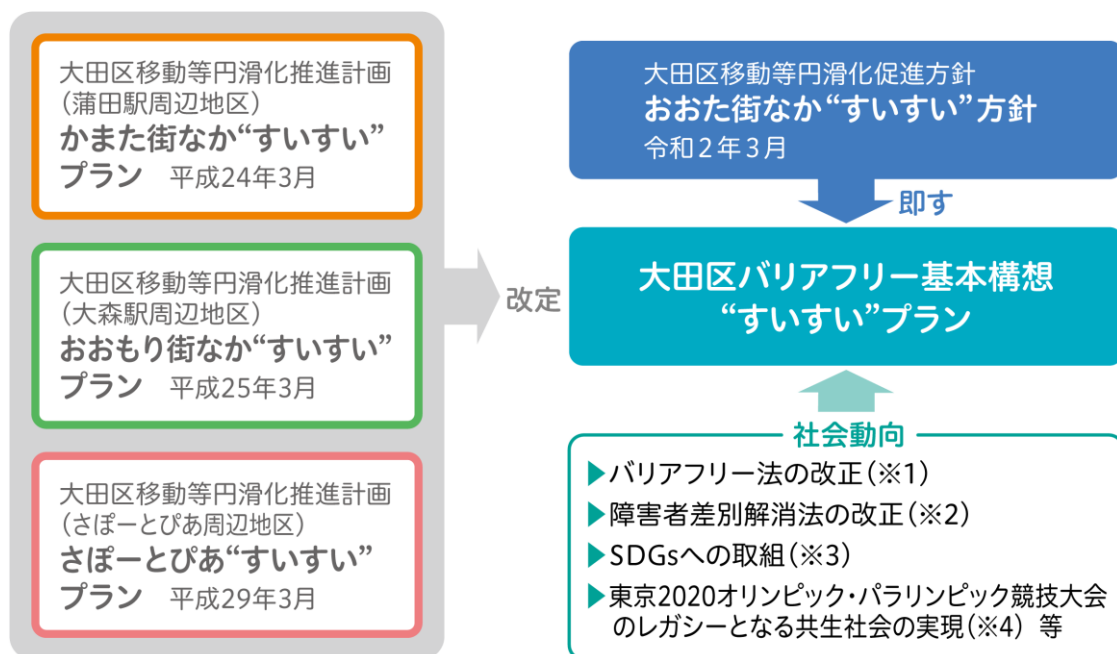
## 1-2 改定の背景と目的

### (1) 改定の背景

現行の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）の目標年次である令和2年度の到達にあたり、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、今後の方針について定めることが必要です。

また、バリアフリー法や障害者差別解消法の改正、SDGsへの取組、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現など、社会動向を踏まえ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進することが必要です。

図 “すいすい”プランの改定



※1 バリアフリー法の改正：心のバリアフリーを始めとするソフト面の対策強化が示されました。

※2 障害者差別解消法の改正：民間事業者における合理的配慮の提供を義務付ける法改正が、令和3年5月に成立し、公布日である令和3年6月4日から起算して3年以内に施行されます。

※3 SDGsへの取組：平成27（2015）年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12（2030）年までに実現しようとする国際社会の目標です。17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

※4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのパラリンピアンとの交流を契機に、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい「共生社会」の実現に向けた取組を実施する自治体を「共生社会ホストタウン」といいます。大会後も、共生社会ホストタウンを中心に、全国各地でユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められており、その支援を国土交通省が主導的に行っています。

## (2) 改定の目的

---

改定にあたって、バリアフリー法で新たに位置づけられた教育啓発特定事業や合理的配慮の考え方等を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理等の取組を拡充します。また、区民・事業者・区（行政）等との連携・協力のもと効果的な施策を展開するため、バリアフリー法に基づき、地区単位でのバリアフリー化の取組を示す大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランを定めます。

## (3) 改定のポイント

---

現行の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）からの改定のポイントは、以下の4つです。

### ①重点整備地区の区域の拡大 Update

現行の重点整備地区（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）を中心に500m～1km程度の徒歩圏内を対象として、区域を拡大します。

### ②生活関連施設の拡充 Update

現行の生活関連施設に加えて、バリアフリー法の改正を踏まえ、「教育施設（公立小・中学校等）」を新たに位置づけます。

### ③教育啓発特定事業の追加 New

心のバリアフリーの取組を推進するため、バリアフリー法の改正において新たに創設された「教育啓発特定事業」を設定します。

### ④利用者ニーズに応える取組の実施 New

各事業者は、障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、ハード整備の実施だけでなく、合理的配慮（※）として「利用者ニーズに応える取組」についても並行して行い、施設等の利便性・安全性の向上を図るとともに、ハードとソフト、両輪によるバリアフリー整備を推進します。

---

※合理的配慮：障害者差別解消法では、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。

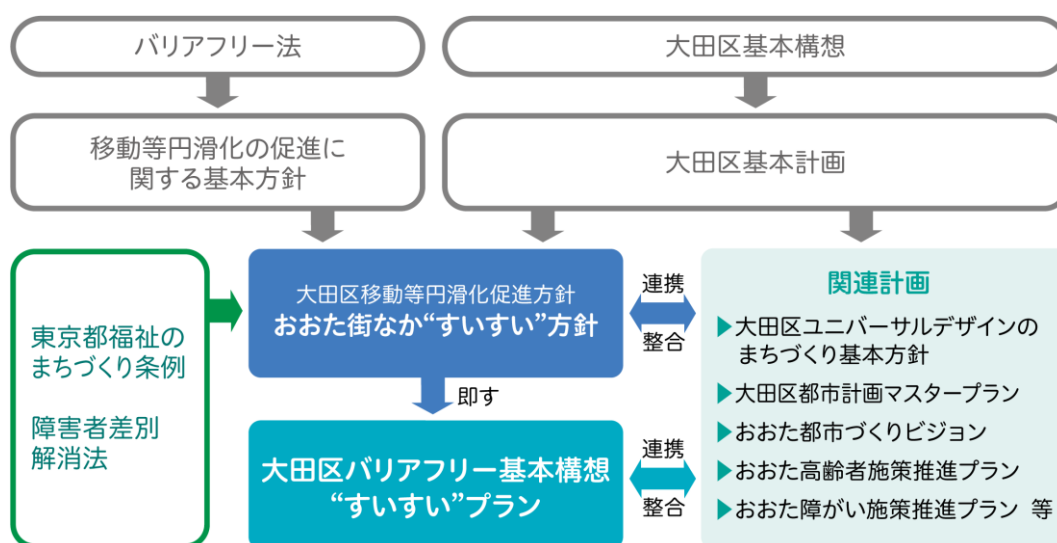
# 1-3 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランの位置づけ

## (1) 位置づけ

大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランは、バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。

また、区の上位計画である大田区基本構想・基本計画、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針に即すとともに、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針や区に関連する分野別計画等との連携・整合に留意し、定めます。

図 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランの位置づけ



## (2) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年に国連本部において全会一致で採択された持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12 (2030) 年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

「誰一人取り残さない」というSDGs原則の下、大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランにおいては、目標3・5・10・11・17と特に密接に関連しています。

図 国連開発計画(UNDP)が掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)



図 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランと密接に関係するゴール

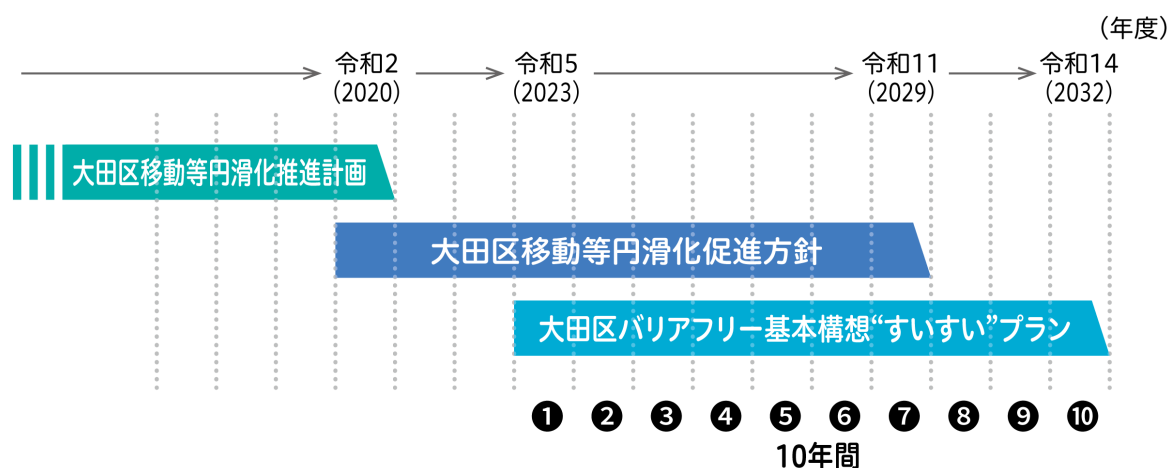


## 1-4 計画期間と計画の目標

### (1) 計画期間

大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランの計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

図 計画期間



### (2) 計画の目標

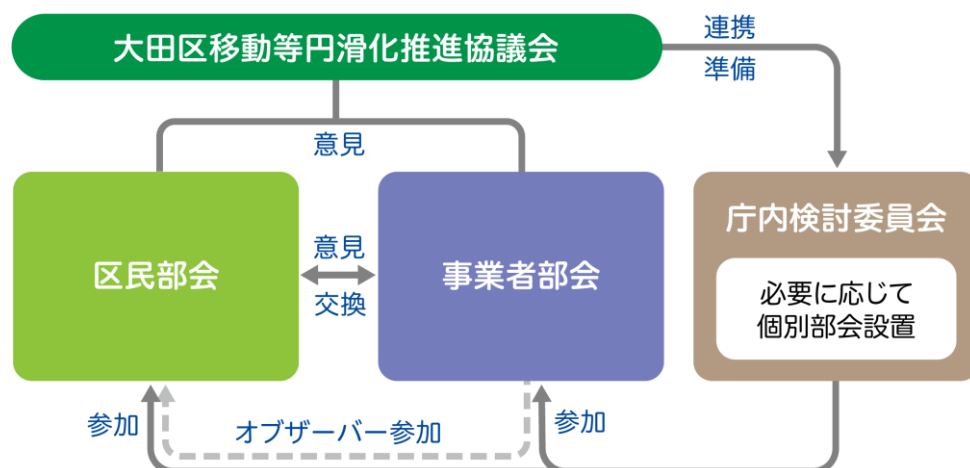
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針において定める、目指すべき将来のまちの姿である「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にすごせるまち おおた」に基づき、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた、「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

## 1-5 検討体制と改定までの検討の流れ

大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会を設置し、区民と事業者、区が意見を交換しつつ改定のための検討を行いました。

改定までの検討の流れは、次ページのとおりです。

図 検討体制



- 大田区移動等円滑化推進協議会：高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される組織
- 区民部会：検討にあたって、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する部会
- 事業者部会：施設や道路、心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する部会
- 庁内検討委員会：区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整を行う組織

図 改定までの検討の流れ

